



新闻摘要

(2006年3月21日~5月20日)

3月28日(星期二)

这天，东京地方裁判所对居住在千叶市、现就读于县立高中、曾冒充中国残留妇人亲生儿子身份来到日本的某中国男性之长子李峰，以东京入国管理局在其来日8年后，向其发出强制遣返命令一事存在违法性为由而提出的、要求撤销对其处分的诉讼做出判决，判决承认了李峰的要求，同时撤销对其所作出的强制遣返命令。李峰的双亲已于去年5月回到中国，其妹现正于东京地方裁判其它部门进行争诉。

4月7日(星期五)

厚生劳动省于7日表示，中国残留孤儿水崎秀子将于12日至25日暂时回到日本。水崎秀子曾于2002年12月向北京的日本驻华大使馆提交回国申请，但却因已存在一名女性以“水崎秀子”之名于1995年回到日本这一事实而遭到拒绝。同省对此进行了重新调查，去年12月得出结果，证实即将回国的女性才是水崎秀子本人。



ニュース記事から

(2006年3月21日~5月20日)

3月28日(火)

中国残留婦人の実子と偽って来日した中国人男性の長男で、千葉市在住の県立高校生李峰さんが、来日から約8年後に東京入国管理局から退去強制命令を受けたのを不当だとして、処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は28日、李峰さんの請求を認めこの処分を取り消した。李峰さんの両親は昨年5月に中国に帰国しているが、同人の妹は、現在、同地裁の別の部で係争中。

4月7日(金)

厚生労働省は7日、中国残留孤児の水崎秀子さんが12日から25日まで日本に一時帰国すると発表した。水崎さんは2002年12月、北京の日本大使館に帰国希望を申し出たが、1995年に別の女性が「水崎秀子」として帰国していたため、希望が受け入れられなかった。同省の再調査の結果、昨年12月に本人と確認された。